

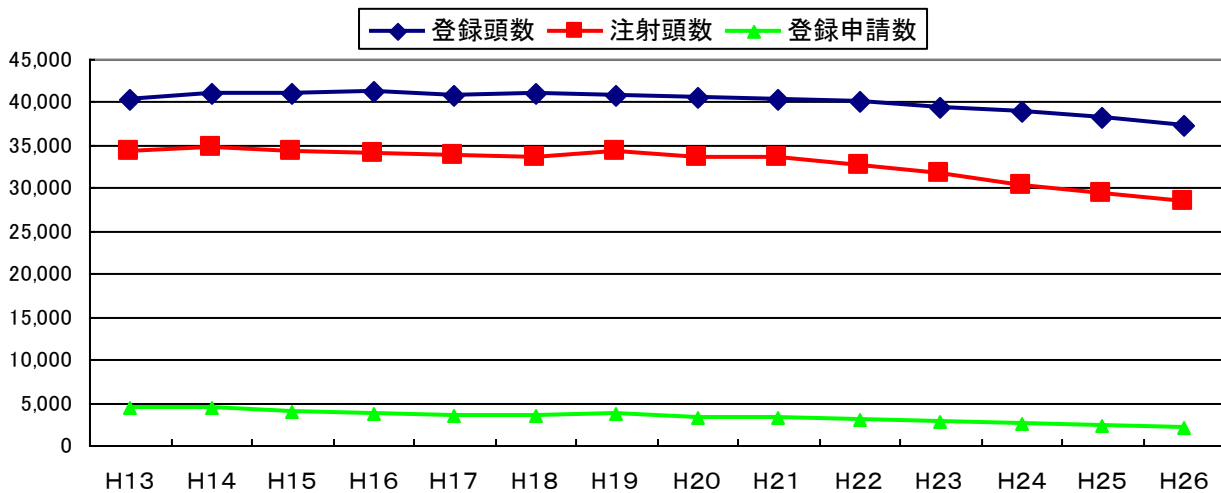
島根県の犬・猫データ【26年度版】

健康福祉部薬事衛生課

1. 犬の登録、狂犬病予防注射実施頭数

平成 26 年度末の県内の犬の登録頭数は、37,198 頭（前年度 38,245 頭）であり、これに対する狂犬病予防注射実施頭数は、28,379 頭（前年度 29,392 頭）で、注射の実施率は 76%となっています。犬の登録頭数、注射実施頭数ともに減少し、注射実施率についても低下傾向となっています。

登録・狂犬病予防注射頭数の推移（島根県）



2. 犬猫収容・引取り・処分の状況

(1) 犬の収容（捕獲）

平成 26 年度に県内の各保健所に収容（捕獲）した犬は、209 頭で前年度（258 頭）から減少しています。

収容された犬で所有者明示がされていた犬は 8 頭で、収容犬の約 4%であり、前年度（約 7%）より減少しています。犬への鑑札・注射済票の装着は法的に義務付けられているにもかかわらず、大半がなされていない状況でした。

(2) 犬・猫の引取り

平成 26 年度に県内の各保健所で引き取った犬・猫は 1,554 頭（犬 284 頭・猫 1,270 匹）でした。前年度と比べると、犬（前年度 310 頭）、猫（前年度 1,456 匹）ともに減少しました。また、犬の引取り 284 頭のうち、飼い主からの引取りは 140 頭、所有者不明の犬の引取りは 144 頭であり、飼い主からの引取りが全体の約 5 割を占めています。一方、猫の引取り 1,270 匹のうち、飼い主からの引取りが 463 匹、所有者不明の猫の引取りは 807 匹であり、所有者不明の猫の引取りが全体の約 6 割を占めています。

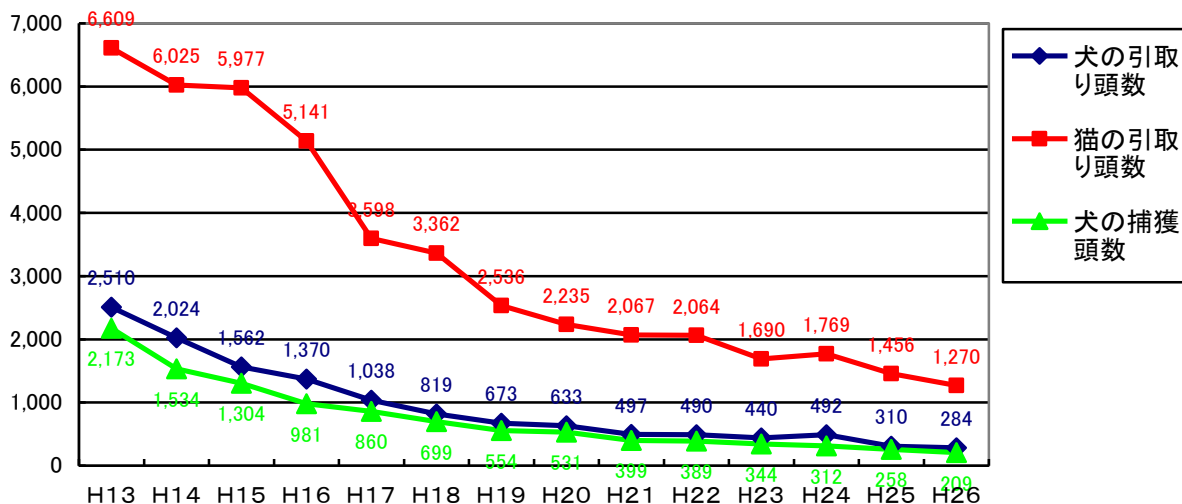
平成 20 年に策定した「島根県動物愛護推進計画」について、平成 26 年 3 月に改定を行い、犬・猫の引取り数の目標を平成 30 年度までに 1,250 頭以下、平成 35 年度までに 625 頭以下としました。新たな目標へ向けて、さらなる引取り数の減少に努めます。

1 年間の状況をみると、犬に対して猫の引取り数が多く、その約 7 割が上半期に引取られているこ

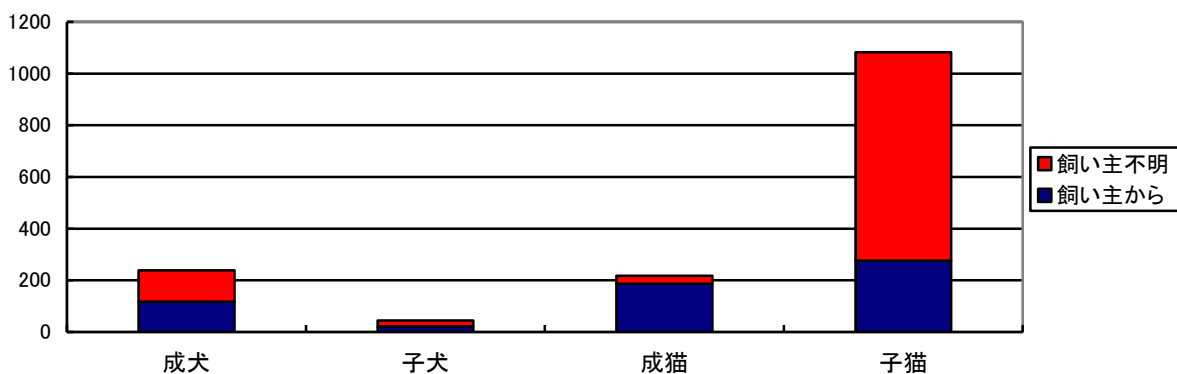
とわかります。また、この時期は繁殖期にあたり、成猫に対して子猫の割合が高くなっています。引き取りを求める理由では「産まれたが飼育できない」が最も多く、繁殖を求めない飼い主に対して、避妊・去勢手術をする、猫は室内で飼うことを、周知していく必要があります。

また、犬・猫ともに、最期まで責任を持って飼う、また最期まで自分で飼えないのであれば新しい飼い主を探す努力をする、といった飼い主の責務や適正な飼育について、犬のしつけ方教室や動物愛護教室、動物愛護週間における事業を通じて、普及啓発を進めます。

犬猫の引取り・捕獲頭数の推移



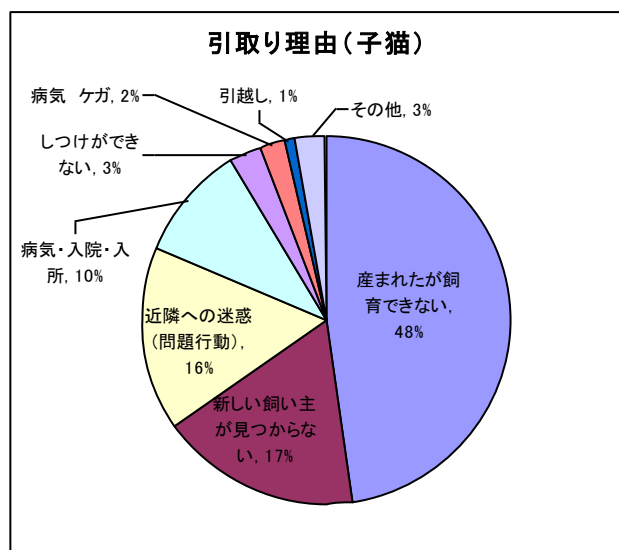
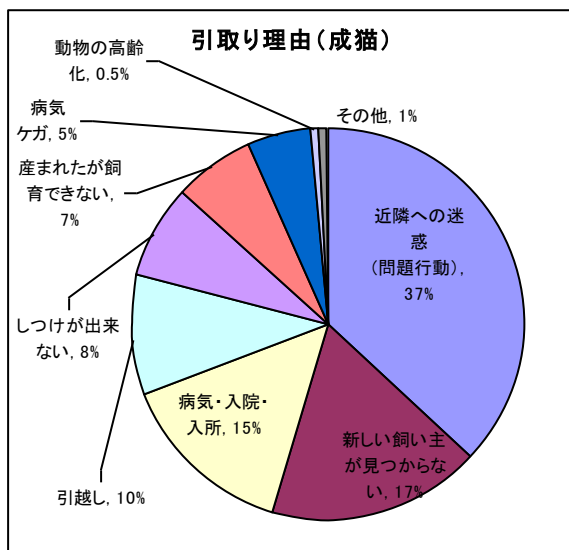
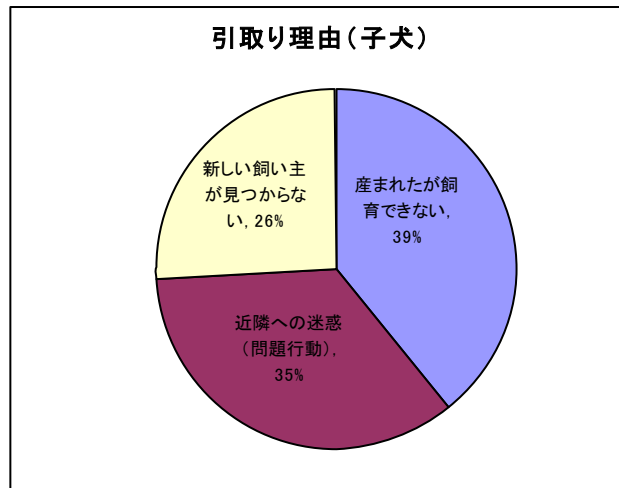
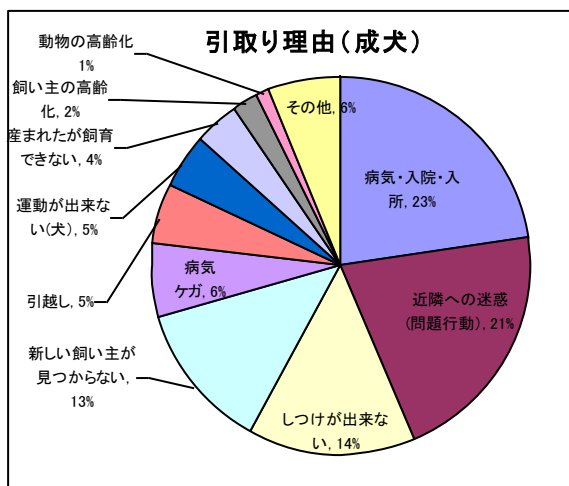
成熟・幼齢別引取り状況



| | 成犬 | 子犬 | 成猫 | 子猫 | |
|-------|-----|-----|----|-------|-------|
| 飼い主から | | 118 | 22 | 187 | 276 |
| 飼い主不明 | | 121 | 23 | 31 | 776 |
| 計 | | 239 | 45 | 218 | 1,052 |
| 犬猫別合計 | 284 | | | 1,270 | |

犬猫の引取り数（半期ごと）

| | 成犬 | 子犬 | 合計 | 成猫 | 子猫 | 合計 |
|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 上期 | 117 | 16 | 133 | 107 | 823 | 930 |
| 下期 | 122 | 29 | 151 | 111 | 229 | 340 |



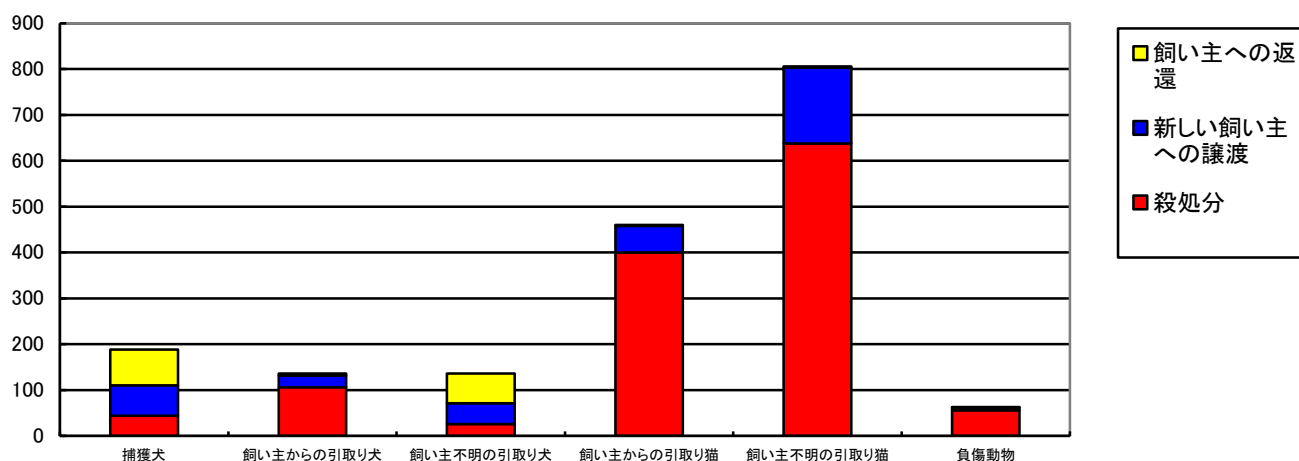
(3) 犬・猫の返還・譲渡・処分

平成 26 年度は、県内の各保健所に収容(捕獲)した犬のうち、78 頭を飼い主に返還し、66 頭を新しい飼い主に譲渡することができましたが、44 頭は殺処分となりました。

また、保健所に引取った犬、猫のうち、犬 70 頭、猫 5 匹を飼い主に返還し、犬 70 頭、猫 223 匹を新しい飼い主に譲渡することができましたが、犬 132 頭、猫 1,038 匹は殺処分となりました。

その他、保健所に収容した負傷動物 66 頭(犬 3 頭・猫 63 匹)のうち、猫 1 匹を飼い主に返還し、猫 6 匹を新しい飼い主に譲渡しました。

頭数 保健所に収容された犬・猫の状況



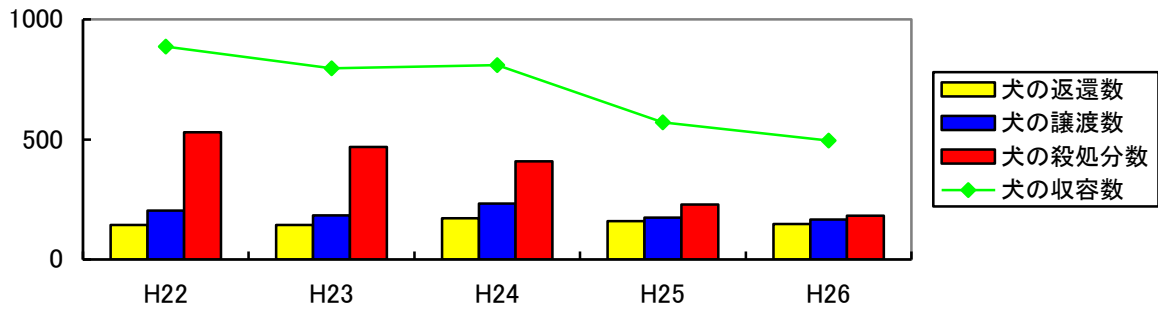
| | 捕獲犬 | 飼い主からの引取り犬 | 飼い主不明の引取り犬 | 飼い主からの引取り猫 | 飼い主不明の引取り猫 | 負傷動物 |
|------------|-----|------------|------------|------------|------------|------|
| 殺処分 | 44 | 106 | 26 | 400 | 638 | 56 |
| 新しい飼い主への譲渡 | 66 | 25 | 45 | 58 | 165 | 6 |
| 飼い主への返還 | 78 | 5 | 65 | 2 | 3 | 1 |

平成 26 年度に保健所に収容した犬の返還率は 30%（前年度 28%）、猫の返還率は 1%に満たない状況でした。犬については、前述したとおり、収容した犬のわずか 4%しか所有者明示をしていない状況でした。所有者明示については、平成 23 年度から、狂犬病予防注射会場において、注射済票及び名札の装着ボランティアを行っており、今後もこのような事業を通じて、所有者明示の促進に努めていきます。

また、猫についても、迷い猫の保護依頼や、失踪照会が多数寄せられていることから、犬だけでなく、猫に対しても所有者明示を行うことが大切だということがわかります。

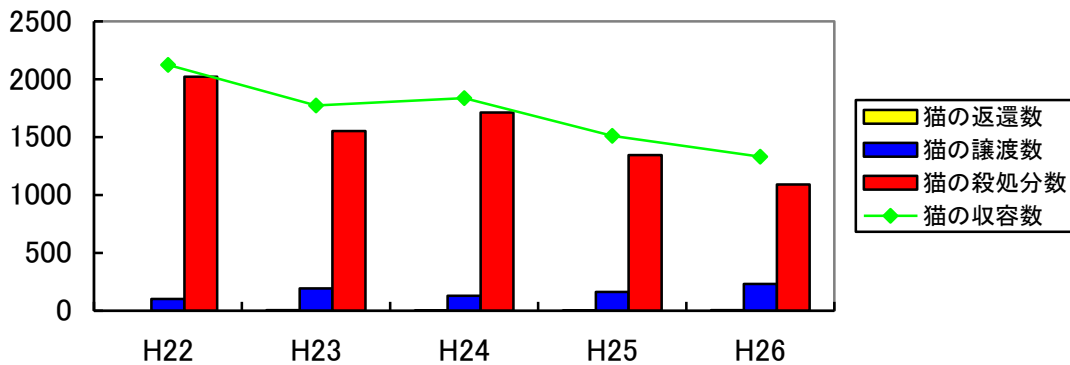
譲渡については、犬の譲渡数は 166 頭で譲渡率 33%（前年度 174 頭：譲渡率 30%）、猫の譲渡数は 233 匹で譲渡率 17%（前年度 163 匹：譲渡率 11%）でした。犬の譲渡率、猫の譲渡率ともに昨年度よりわずかですが上昇しています。今後も動物愛護団体等との連携を図りながら、少しでも多くの動物の命が救われる機会を提供していきます。さらに、譲渡された後の動物が、最期まで適正に飼育されるよう、引き続き追跡調査を行うなど、管理の徹底を図っていきます。

保健所で収容した犬の処分数の推移



| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 犬の返還数 | 144 | 144 | 172 | 160 | 148 |
| 犬の譲渡数 | 204 | 184 | 233 | 174 | 166 |
| 犬の殺処分数 | 530 | 469 | 409 | 229 | 182 |
| 犬の収容数 | 887 | 796 | 810 | 571 | 496 |

保健所に収容された猫の処分数の推移



| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 猫の返還数 | 0 | 6 | 2 | 4 | 6 |
| 猫の譲渡数 | 103 | 194 | 129 | 163 | 233 |
| 猫の殺処分数 | 2,023 | 1,553 | 1,712 | 1,345 | 1,092 |
| 猫の収容数 | 2,124 | 1,774 | 1,838 | 1,511 | 1,333 |

3. その他

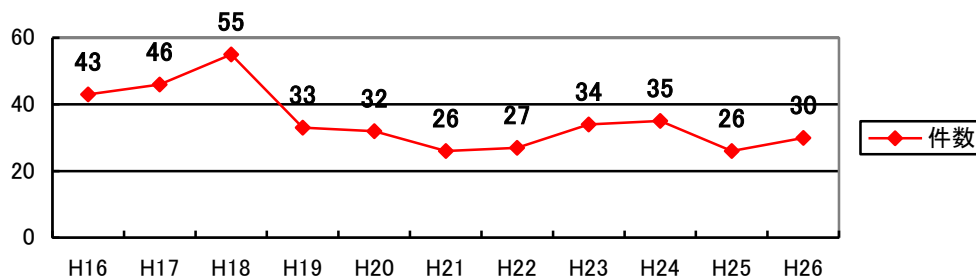
(1) 犬による咬傷被害の状況

犬による咬傷被害件数は、平成 26 年度は 30 件で、飼い主不明犬が 1 頭、それ以外はすべて飼い犬でした。被害件数は、平成 19 年度から 30 件程度に減少してきていますが、犬の放し飼いに対する苦情は決して少なくはありません（平成 26 年度中 70 件）。

犬を飼育する際には必ず係留すること、散歩の際にはリード等により制御できるようにしておくこ

とは、条例で定められています。マナーを守って、適正に動物を飼うことを飼い主に啓発していく必要があります。

咬傷被害の推移

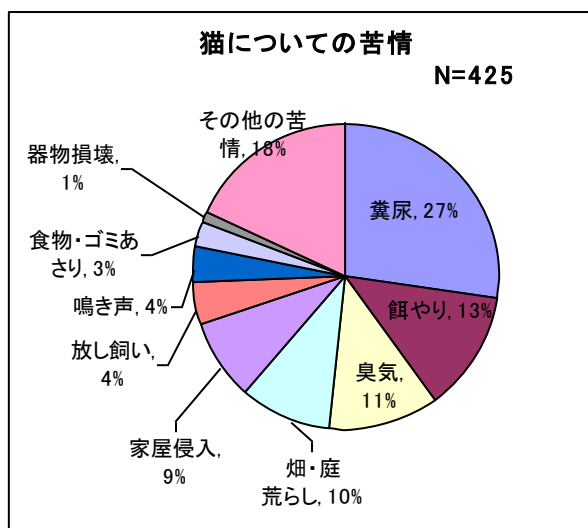
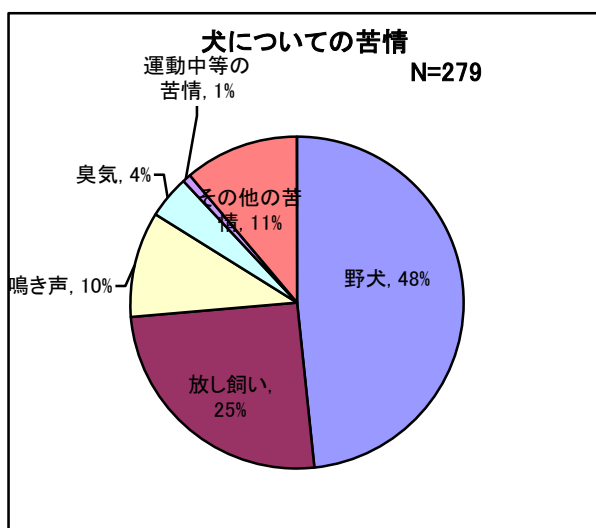


(2) 動物に関する苦情・相談等の状況

保健所に寄せられた動物に関する苦情のうち、犬については、野犬に関するものが最も多く、全体の半数近くを占めており、平成 26 年度は 135 件（前年度 133 件）でした。続いて、放し飼いに
 苦情が 70 件となっています。猫については、糞尿に関するものが最多で、116 件あり、続いて餌やり
 に関するものが 54 件でした。その他、臭気、畑・庭荒らしといった苦情が寄せられました。

猫については、近隣への迷惑を防ぎ、繁殖制限を行う上でも屋内で飼うことの徹底や無責任な餌や
 りの制限を進めていく必要があります。

また、「迷い犬・猫の保護依頼」、「飼い犬・飼い猫の失踪照会」も多く保健所に寄せられています。
 所有者明示をする、放し飼いをしないとといった、飼い主としての自覚を促したり、県のホームページ
 や新聞への掲載によって、飼い主のわからない犬や猫に関する情報提供などを引き続き実施していく
 ことが大切です。



(3) 地域猫活動の状況

平成 23 年度末、出雲保健所敷地内に動物愛護棟（処置室や検診室などを兼ね備えた施設）を設置しました。この施設を活用し、平成 24 年度から地域猫活動のひとつとして、TNR（Trap-Neuter-Return）事業を実施しています。この事業は、猫と共生しながら処分される命を減らす取り組みとして、モデル地区を設け、猫の保護、不妊措置を行い、保護した場所に戻すというものです。

平成 26 年度末現在、モデル地区を 4 地区選定して TNR を実施しています。

4. まとめ

飼い主として、マナーを守り、周辺環境にも配慮しながら、最後まできちんと飼うことが大切です。それは、動物が飼い主だけでなく、周りの人からも愛されることにつながります。

人と動物がともに暮らしやすい社会を目指し、県民の皆様と一緒に取り組んでいきます。

【参 考】

平成26年度に実施した動物愛護関係の主な事業

① 犬のしつけ方教室開催状況

| 期 日 | 場 所 | 参加者数 |
|------------|------------------------|------|
| 9月23日(火・祝) | 出雲保健所動物愛護棟(出雲市) | 50名 |
| 10月26日(日) | 安来市中央交流センター及び市民広場(安来市) | 11名 |
| 11月23日(日) | 浜田市立周布公民館(浜田市) | 17名 |

※島根県動物保護管理協会へ実施委託

② 動物愛護週間行事開催状況

| 期 日 | 場 所 | 内 容 | 主 催 |
|-----------------------------|--|--|-------|
| 9月17日(水)～26日(金) 9月21日(日) | 隠岐合同庁舎 (隠岐の島町) | パネル展示 講演会 | 隠岐保健所 |
| 9月20日(土)～26日(金) | ショッピングタウングリーン モール1階ドリームランド (江津市) | 写真展、パネル展示 | 浜田保健所 |
| 9月21日(日) | 島根青少年館 (松江市) | 写真展、保健所出身犬による 集団演技、犬の訓練士による しつけ相談コーナー等 | 松江保健所 |
| 9月23日(火・祝) | 出雲保健所動物愛護棟 (出雲市) | ワンワン運動会、動物愛護 啓発展、ねこふれあいルーム等 | 出雲保健所 |
| 10月26日(日) | 益田市リサイクルプラザ啓発 棟 (益田市) | パネル展示 | 益田保健所 |

③ 家庭で飼育中の動物譲渡情報提供サービス事業

| | 譲渡申込者数 | 譲受申込者数 | 譲渡成立頭数 |
|---|--------|--------|--------|
| 犬 | 0件 | 0件 | 0頭 |
| 猫 | 0件 | 0件 | 0頭 |

主催：出雲保健所

④ 動物愛護教室

| 期 日 | 場 所 | 主 催 |
|----------------|------------|-------------|
| 平成26年10月 2日(木) | 松江市立美保関小学校 | 松江保健所 |
| 平成26年10月 7日(火) | 大田市立川合小学校 | 県央保健所、薬事衛生課 |
| 平成26年10月15日(水) | 出雲市立大津小学校 | 出雲保健所 |
| 平成26年10月16日(木) | 益田市立都茂小学校 | 益田保健所 |
| 平成26年10月27日(月) | 邑南町立口羽小学校 | 県央保健所、出雲保健所 |
| 平成26年11月11日(火) | 松江市立恵曇小学校 | 松江保健所 |
| 平成26年11月20日(木) | 松江市立法吉小学校 | 松江保健所 |
| 平成26年11月20日(木) | 出雲市立四絡小学校 | 出雲保健所 |